

事業説明会の開催について

土地収用法第 15 条の 14 に基づき、下記事業の目的及び内容についての説明会を次のとおり開催いたします。

◇起業者の名称及び住所

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ・国土交通大臣 | 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号 |
| ・中日本高速道路株式会社 | 愛知県名古屋市中区錦二丁目 18 番 19 号 |
| ・神奈川県 | 神奈川県横浜市中区日本大通 1 |

◇事業の種類

- ・国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社起業に係る事業
一般国道 468 号新設工事[有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事]（神奈川県茅ヶ崎市萩園字深田地内から同県高座郡寒川町田端地内までの間及び神奈川県高座郡寒川町宮山地内から同町倉見地内までの間）並びにこれに伴う県道及び町道付替工事
- ・国土交通大臣起業に係る事業
一級河川相模川水系相模川改修工事（神奈川県高座郡寒川町宮山地内から同町倉見地内までの間）
- ・神奈川県起業に係る事業
県道伊勢原藤沢改築工事（神奈川県高座郡寒川町田端地内から茅ヶ崎市萩園字深田地内までの間）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

◇事業の施行を予定する土地の所在

- ・国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社起業に係る事業
神奈川県茅ヶ崎市萩園字深田地内から同県高座郡寒川町田端地内まで
神奈川県高座郡寒川町宮山地内から同町倉見地内まで
- ・国土交通大臣起業に係る事業
神奈川県高座郡寒川町宮山地内から同町倉見地内まで
- ・神奈川県起業に係る事業
神奈川県高座郡寒川町田端地内から茅ヶ崎市萩園字深田地内まで

◇日時 平成 21 年 5 月 28 日(木)午後 6 時から 8 時(受付開始午後 5 時)

◇会場 寒川町民センター(寒川町宮山 165 番地)

◇主催 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所
中日本高速道路株式会社東京支社厚木工事事務所
神奈川県藤沢土木事務所

◇説明会に関する問い合わせ先 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所用地第二課 Tel045-316-3534